



第1章

安心して健やかに暮らせるまち ～ともに支え合おう～

1-1-1 地域防災力の向上	36,37
1-1-2 効率的で効果的な消防体制の整備	38,39
1-1-3 災害に強いまちの形成	40,41
1-1-4 防犯・交通安全対策の推進	42,43
1-2-1 健康づくりと疾病予防	44,45
1-2-2 地域医療体制・医療サービスの充実	46,47
1-2-3 医療保険制度の安定運営	48,49
1-3-1 地域福祉の仕組みづくりと推進	50,51
1-3-2 高齢者へのサービス充実と健康づくりの推進	52,53
1-3-3 障害者の自立支援	54,55
1-3-4 生活に困窮している方への支援	56,57

1-1-1 地域防災力の向上

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
自主防災組織率(世帯割)	全世帯に占める自主防災組織が既に設置されている自治区に所属する世帯数の割合で、地域防災力が向上しているかを測る指標	80.8% (2016年)	100.0%
自主防災組織の活動に参加している市民の割合	市民意識調査で「参加している」と回答した市民の割合で、地域における共助の取組の進捗状況を測る指標	18.9%	50.0%
家具固定を行っている市民の割合	市民意識調査で「固定している」「固定が必要な家具類がない」と回答した市民の割合で、市民の自助の取組の進捗状況を測る指標	21.4%	50.0%
水や食糧などを備蓄している市民の割合	市民意識調査で「1週間分以上の備蓄をしている」「3日分程度の備蓄をしている」と回答した市民の割合で、市民の自助の取組の進捗状況を測る指標	38.3%	70.0%

安全・安心

安心して健やかに暮らせるまちとともに支え合おう

現状と課題

- 2016(平成28)年の熊本地震をはじめとして、近年、震度6弱以上の大地震が多発しています。県が2014(平成26)年に公表した南海トラフ巨大地震による被害想定では、本市でも震度6強の地震発生が予想されています。
- 本市では、自主防災組織の組織率100%を目指し、設立支援や啓発を行っており、2016(平成28)年度末現在80.8%(125組織)の自主防災組織が設立されています。
- 防災総合訓練をはじめ各種研修や訓練の機会を通して、自主防災組織や各種団体などの育成強化を実施しています。2016(平成28)年度は各種研修や訓練を53回実施し、2,485人の市民が参加しています。
- 若年層の防災意識向上を図るため、2016(平成28)年度から3か年で市内の全小学校(16校)の4年生から6年生を対象に地域性を考慮した防災教室を実施し、2017(平成29)年度は、6校821人の児童が参加しました。
- 2017(平成29)年度実施の市民意識調査によると、「自主防災組織の活動に参加している」が18.9%、「家具固定を行っている」が21.4%、「3日分以上の備蓄をしている」が38.3%という状況であり、市民の自助の取組を推進するため、さらなる啓発が必要です。
- 市民に的確な情報を迅速に伝えるため、防災行政無線のデジタル化など、情報伝達手段の整備を進めています。

主な課題

- 自主防災組織の設立促進と活動活性化のための取組が必要です。
- 有事の際の指定避難所^{※1}のスムーズな開設、運営につながる対策が必要です。
- 各家庭における備蓄や家具固定を促進する必要があります。
- 災害対策本部^{※2}機能の充実と職員の防災対応力の強化が必要です。

用語説明

※1 指定避難所

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした、市町村が指定する施設。

※2 災害対策本部

災害が発生または災害が発生するおそれがある場合に、防災の推進を図るために設置される組織。災害に関する情報の収集、災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針作成と方針に沿った対策を実施する。

主な取組方針

方針① 防災意識の啓発、普及

- 自主防災組織の必要性を引き続き周知・啓発するとともに、未設置自治会に対しては設立を支援します。また、自主防災組織の活動が休眠状態となっている自治会に対しては、研修支援などを行い、活動を促進します。
- 関係機関や地域住民(自主防災組織)と連携し、防災活動に関する技術の向上と防災意識を高めるため、大規模災害(地震)を想定した総合的な防災訓練や地域ごとの避難所運営訓練などを実施します。
- 若年層の防災意識を高めるため、小学生を対象とした防災教室などを開催します。
- 各家庭における備蓄や家具固定を啓発します。

方針② 防災施設などの計画的な整備

- 自主防災組織が地域の実情に応じて必要な防災資機材などを購入できるよう、補助制度による支援を行います。
- 災害想定に応じた備蓄品の確保や資機材の整備を計画的に進めます。
- 引き続き防災行政無線のデジタル化を進め、情報伝達手段を充実させます。

方針③ 行政の防災対応力の強化

- 職員を対象とする研修や訓練を実施し、職員の防災対応力を強化します。
- 災害対策本部の立ち上げや運営訓練を実施するなど、災害発生時における初動体制の強化を図ります。また、避難所運営に関する訓練を実施し、円滑な運営支援が行えるよう取り組みます。

協働 ともに進めるために



個人
(1人でできること)

- 家庭での備蓄や家具固定を行います。
- 地域の防災訓練や研修に参加します。



地域
(みんなでできること)

- 自主防災組織の設立を行います。
- 自主防災組織の活動、訓練を積極的に行います。



企業・NPO団体
(事業者等でできること)

- 職場での防災訓練を実施します。
- 事業継続計画の策定を進めます。

関連する 個別計画	計画名	計画期間
	地域防災計画	2006年度～
	国民保護計画	2006年度～
	地震防災対策アクションプログラム	2009年度～ 2018年度

1-1-2 効率的で効果的な消防体制の整備……

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
消防団員の充足率	市条例で定める消防団員定数(1,407人)の充足率で、効果的な消防体制が構築されているかを測る指標	97.8%	100.0%
消防団活動が地域の防災力向上に貢献していると感じている市民の割合	市民意識調査で「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した市民の割合で、充実した消防団活動が行えているかを測る指標	72.3%	100.0%
消防、救急体制に対して満足と感じている市民の割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合で、消防、救急体制の満足度を測る指標	57.1%	70.0%

安全・安心

安心して健やかに暮らせるまちとともに支え合おう

現状と課題

- 全国的に消防団員の高齢化や担い手の不足が進んでおり、新たな消防団員の確保が喫緊の課題となっています。その一方で女性消防団員の数は年々増加傾向にあります。
- 本市の常備消防は、岩出市と2市により設置している那賀消防組合が担っており、非常備消防である消防団と密接に連携・協力し、消防体制を確立しています。
- 本市の消防団員数は、県内2位の規模を備えていますが、山間部団員の高齢化による後継者問題や、サラリーマンなどの被用者団員の増加による機動力の低下が懸念されています。そのような中、新たな団員確保策として2016(平成28)年に学生消防団活動認証制度^{※1}を導入し、学生が加入しやすい環境づくりを行いました。また、女性消防団を結成し、防火活動や救命指導などを行っています。
- 消防団の新入団員訓練や幹部訓練に加えて、地域に即した専門訓練を実施する目的で、2015(平成27)年度から全方面隊による分団訓練を実施し、消防力の向上を図っています。
- 毎年度、地域の消防器具庫や防火水槽などの消防施設を計画的に整備し、地域の消防力の向上を図っています。
- 建築物の不燃化が進み、住居の安全性が高まっているほか、関係団体と連携して、防火意識の高揚を図る取組を推進しています。しかし、毎年度、那賀消防組合の管轄地域において、火災による死者、負傷者が発生しています。

主な課題

- 社会状況や地域の実情に応じた消防団員の確保と後継者対策が必要です。
- 効果的な各種訓練を継続実施し、消防団員の能力向上を図ることが必要です。
- 女性消防団員をはじめとした多様な消防体制の構築・強化が必要です。
- 市域が広く、消防施設数が多いため、老朽化した施設の計画的な更新や整備が必要です。

用語説明

※1 学生消防団活動認証制度

大学などに通学しながら消防団活動に取り組み、地域社会に貢献した学生に対して、その功績を認証し、就職活動を支援する制度。

主な取組方針

方針① 消防・救急・救助体制の充実

- 那賀消防組合とさらに連携を強化し、消防・救急・救助体制を充実させます。
- 山間部などの団員の高齢化、後継者問題に対応するため、地元との調整を図りながら、再編成を含めた効率的・効果的な消防団体制の検討を行います。
- 消防団協力事業所制度^{※2}を普及させ、消防団員が活躍しやすい体制づくりを構築し、被用者団員の増加による日中の機動力低下防止を図ります。また、消防団体制を強化するため、学生消防団活動認証制度を浸透させます。
- 消防団員の能力向上のため、消防団強化制度を導入し、消防に関する知識の習得と消防団員間における指導体制を強化します。また、那賀消防組合や県消防学校が主催する研修に消防団員が積極的に参加できる環境を構築します。
- 女性消防団の育成を継続的に行い、女性消防団ならではのきめ細かな視点による活動を推進します。

方針② 火災予防対策の推進

- 那賀消防組合や女性消防団・婦人防火クラブなどの関連団体と連携し、各家庭における火災予防の知識習得や地域の防火意識の高揚を図ります。
- 火災警報器の適正な設置を推進します。

方針③ 消防施設・装備の計画的な整備

- 老朽化した消防施設の計画的な更新や機能充実を図るための整備を行います。
- 消防団員が扱う装備品を充実させます。

協働 とともに進めるために



個人
(1人でできること)

- 消防団活動に協力します。
- 防火・防災・応急手当に関する知識を高めます。



地域
(みんなのできること)

- 消防団活動に積極的に協力します。



企業・NPO団体
(事業者等のできること)

- 消防団協力事業所制度の認定を受けます。
- 法令を遵守し防火管理を徹底します。

関連する個別計画	計画名	計画期間
	地域防災計画	2006年度～

1-1-3 災害に強いまちの形成

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
災害対策に対して満足と感じている市民の割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合で、災害対策の取組の成果を測る指標	36.1%	50.0%
警戒を要するため池の改修率	警戒を要するため池のうち、対策を講じたため池の割合で、警戒を要するため池の改修状況を測る指標	25.2%	34.0%
住宅耐震改修の補助件数	住宅耐震化促進事業による耐震改修に対する補助件数で、市民の耐震化に対する取組状況を測る指標	年間5件 (2016年)	5年間で30件
市営住宅の耐震化率	耐震化が必要と判断された市営住宅のうち、耐震化が完了した住宅の割合で、安全に居住できる住宅の提供状況を測る指標	36.3% (2016年)	75.0%

安全・安心

安心して健やかに暮らせるまちとともに支え合おう

現状と課題

- 2016(平成28)年度から国が紀の川の岩出狭窄部^{※1}の対策事業を進めており、事業が完了すれば本市の浸水被害の軽減につながる事が予想されます。また、2014(平成26)年度から排水機能の回復を目指して国営総合農地防災事業が進められており、排水機の改修、整備や水路の整備を順次実施しています。
- 本市は、2017(平成29)年10月に発生した台風21号により、大規模な浸水被害や土砂災害などの甚大な被害を受けました。この経験を教訓として、市民の生命、財産を守るため、これまで実施してきた防災対策の一層の強化と充実を図ることが必要です。
- 山脚^{※2}の不安定化や土砂発生の原因となっている溪床・溪岸の侵食や堆積土砂の流出を防ぐため、地元関係者と連絡・調整しながら事業を進めています。
- 本市には多数の農業用ため池がありますが、施設の老朽化や機能不足により、豪雨、地震時に警戒を要するため池が増加しています。そのため、県の定める「ため池改修加速化計画」に沿って計画的な改修を実施しています。
- 大規模地震などによる住宅の倒壊を予防し、居住する市民が安全・安心に生活できるよう、旧耐震基準で建築された住宅の耐震診断・耐震改修を促進しています。
- 「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、順次、市営住宅の耐震診断を実施しています。

主な課題

- 2017(平成29)年10月に発生した台風21号による被害状況を検証し、同様の被害が二度と発生しないよう治水対策や土砂災害対策が必要です。
- さらなる危険箇所の周知や情報提供を行い、市民の安全意識を高めることが必要です。
- ため池をはじめとした農地・農業用施設の地域ぐるみによる保全管理や整備改修が必要です。

用語説明

※1 岩出狭窄部

紀の川の河口から約20kmにある岩出頭首工(堰)付近に位置する地形上川幅が狭くなっている部分。洪水時の流下阻害の要因となっている。

※2 山脚

山のふもと、山すそ。

主な取組方針

方針① 治水対策の推進

- 岩出狭窄部対策事業の早期完了に向けて、国への働きかけを行います。
- 国や県と連携して河川の排水機能を強化し、浸水被害を解消するため、河川の浚渫^{※3}や改修を実施します。

方針② 土砂災害防止対策の推進

- 危険箇所を公表・周知し、当該地域の巡視警戒と避難体制の整備などの対策を促進します。
- 土砂災害から市民の生命、財産を守るため、国や県と連携してさらなる防災機能の強化を図ります。

方針③ 農地・農業用施設の災害対策の推進

- ため池ハザードマップを策定し、災害の未然防止に努めます。また、注意すべき区域の巡視警戒および避難体制の整備などの対策を促進します。
- 地域と連携し、農地・農業用施設の保安全管理を引き続き推進します。
- 国営総合農地防災事業による農地湛水被害^{※4}の軽減・解消を図るため、国や県などの関係機関と連携し、排水機や排水路の整備を計画的に推進します。
- 排水機場や排水ポンプ車の定期的な点検・整備を促進するとともに、国や県と連携して豪雨時の内水排除に努めます。

方針④ 住宅耐震化の促進

- さまざまな機会を通して、住宅耐震化の重要性に関する啓発を進めます。また、耐震診断や耐震設計、改修に要する経費の補助を行うことで、耐震化を促進します。
- 市営住宅の耐震診断を実施し、耐震強度が不足する住宅については、計画的に改修を進めます。

協働 ともに進めるために



個人
(1人でできること)

- 災害対策に関する公共事業への理解と協力をします。
- 施設の適切な維持管理に努めます。



地域
(みんなのできること)

- 災害対策に関する公共事業への理解と協力をします。
- 施設の適切な維持管理に努めます。



企業・NPO団体
(事業者等のできること)

- 災害対策に関する公共事業への理解と協力をします。

関連する個別計画	計画名	計画期間
	地域防災計画	2006年度～
	公営住宅等長寿命化計画	2012年度～ 2021年度

用語説明

※3 浚渫

河川などの底面から土砂などをすくい取ること。または、その土木工事のこと。

※4 農地湛水被害

暴風雨や豪雨などにより水路から水が溢れ出し、農地等に水がたまること。長期間この状態が継続することで農作物の生産、農地管理に支障を及ぼすおそれがある。

1-1-4 防犯・交通安全対策の推進

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
市内交通事故発生件数(人身事故)	市内で発生した人身事故の件数で、交通安全対策の進捗状況を測る指標	174件	現状値未滿
高齢者(65歳以上)の事故発生件数	市内で発生した高齢者(65歳以上)の事故件数で、高齢者に対する交通安全対策の進捗状況を測る指標	70件	現状値未滿
犯罪率	人口千人あたりの刑法犯認知件数 ^{※1} の割合で、防犯対策の進捗状況を測る指標	6.73%	現状値未滿
自治会の防犯カメラ設置数	自治会に対する防犯カメラ設置費補助金の交付件数で、地域における防犯対策の取組状況を測る指標	1件	10件

安全・安心

安心して健やかに暮らせるまちとともに支え合おう

現状と課題

- 近年の「道路交通法」の改正により、高齢者による交通事故防止のための自動車運転対策の強化や自転車の悪質運転への対策が強化されました。
 - 本市の交通事故発生件数はここ数年減少傾向ですが、全事故に占める高齢者の事故割合が2016(平成28)年度で35%と高い状況です。
 - 交通安全推進連絡協議会を中心に交通指導委員会などと連携して、交通安全教室や啓発活動を実施しています。また、高齢者を対象とした交通大学を開校し、高齢者の交通事故の防止と交通安全に対する意識の醸成を促しています。
 - 2016(平成28)年度実施の市民意識調査によると
- 「犯罪抑制のために効果的だと思われるもの」として、「防犯カメラの設置」が57.1%と最も多く、次いで「防犯灯、街路灯の設置」が53.5%となっています。また、「防犯パトロールの実施」も36.1%と高くなっています。
- 自治会が実施する防犯灯や防犯カメラの設置の費用に対する支援を行うことで、市民が安全・安心に暮らせるまちづくりの実現に向けて防犯体制の充実に取り組んでいます。
 - 消費者が安全で安心な暮らしができるよう、関係機関と連携しながら消費者問題に関する相談窓口の設置や情報収集・提供を行い、消費者問題を未然に防ぐとともに、早期解決に取り組んでいます。

主な課題

- 小・中学生の自転車マナーの向上と高齢者の交通安全対策への取組が必要です。
- 被害件数が年々増加し、高齢者の被害が大半を占める振り込め詐欺などの特殊詐欺への対策が必要です。
- 街頭犯罪で特に市内での発生件数が多い「自転車盗」「万引き」への対策が必要です。
- 多様化、複雑化している悪徳商法や消費者問題に適切に対応することが必要です。

用語説明

※1 刑法犯認知件数

殺人、強盗、窃盗など「刑法」等の法律に規定する犯罪(交通事故(業務上過失致傷・危険運転致死傷など)は含まない)で、警察によってその発生を認知した件数。

主な取組方針

方針① 交通安全意識の向上推進

- 小・中学生の自転車マナーや高齢者の交通マナーの問題に対して、幼少期から高齢者まで年齢に応じた交通安全教育を検討し、その段階に応じた交通安全教室を実施します。

方針② 交通安全施設の整備

- 交通事故を減少させるため、関係機関と連携し、ガードレールやカーブミラー、標識、道路照明などを整備・要望します。

方針③ 放置自転車対策の推進

- 駐輪場などでの駐車マナーを啓発し、歩行者への配慮や盗難防止を推進します。
- 放置自転車対策として、各駅の駐輪場などの見回りを強化し、放置されにくい環境づくりに取り組みます。

方針④ 地域防犯対策の推進

- 増加している振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害を減少させるため、関係機関と連携し、防犯教室などを開催するとともに、地域や各種団体と連携した対策を進めます。
- 犯罪が発生しない環境づくりのため、各自治会への防犯灯・防犯カメラ設置に対する支援を行い、地域の防犯対策に取り組みます。

方針⑤ 消費者の安全対策の推進

- 消費者問題を未然に防止するとともに、早期解決を図るため、相談窓口を開設します。
- 関係機関との連携を図り、常に最新の情報を収集し、市民に対する情報提供、啓発・周知を行います。

協働 ともに進めるために



個人
(1人でできること)

- 交通ルールや交通マナーを守ります。
- 地域の防犯・交通安全教室に積極的に参加します。



地域
(みんなのできること)

- 地域での防犯対策に取り組みます。
- 地域での交通安全対策に取り組みます。



企業・NPO団体
(事業者等のできること)

- 子供や高齢者などの安全、防犯対策に協力します。
- 交通安全や防犯対策の研修を実施します。

関連する
個別計画

計画名
交通安全計画

計画期間
2016年度～2020年度

1-2-1 健康づくりと疾病予防

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
健康寿命	健康上の問題で、日常生活が制限されることなく生活できる期間で、市民がどれだけ健康で長生きできているかを測る指標	男 78.44歳 女 83.28歳 (2015年)	現状値以上 (2021年)
各種がん検診受診率	がん検診(集団検診・個別検診)の受診率で、市民の主体的ながんの早期発見、早期治療につながる取組状況を測る指標	胃 15.2% 大腸 19.0% 肺 15.9% 乳房 21.7% 子宮 12.3% (2016年)	胃 16.0% 大腸 25.0% 肺 17.0% 乳房 30.0% 子宮 15.0%
特定健診 ^{*1} 受診率	40～74歳の国民健康保険被保険者の特定健診(集団健診・個別健診)の受診率で、市民の主体的な疾病の早期発見、早期治療につながる取組状況を測る指標	35.4% (2016年)	41.0%
健康づくりに意識的に取り組んでいる市民の割合	市民意識調査で「取り組んでいる」「どちらかといえば、取り組んでいる」と回答した市民の割合で、市民の主体的な健康づくりの取組状況を測る指標	59.4%	65.0%

安全・安心

安心して健やかに暮らせるまちとともに支え合おう

現状と課題

- 国では、健康寿命の延伸や健康格差の解消を目標として、「健康日本21」^{*2}を推進し、生活習慣病の発症の予防と重症化を予防し、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を目指しています。本市でも「健康増進計画」を策定し、健康づくりに関する事業を展開してきました。
- 運動習慣の定着と基礎体力の維持・向上を目的とした「コアキッズ体操」や「チャレンジ100万歩」などの事業を実施しました。また、糖尿病、高血圧、高脂血症などに着目した健康教室の開催や住民検診を活用した禁煙指導などの保健指導を中心に生活習慣の改善への意識付けに取り組んでいます。
- 2017(平成29)年度実施の市民意識調査によると、約6割の方が意識的に健康づくりに取り組んでいます。引き続き市民の主体的な健康づくりの取組を支援することが重要です。
- 各種がん検診では、集団検診や個別検診による受診機会を確保するとともに、検診の必要性の周知や未受診者の受診勧奨に取り組んでいます。特に、ピンクリボンキャンペーンによる乳がん検診受診率向上のための活動として自己触診方法の啓発など、自己管理の必要性の意識付けに力を入れています。その結果、がん検診受診者数は年々増加していますが、乳がん検診以外の胃・大腸・肺・子宮がんの受診率は低い状況です。
- 国民健康保険被保険者に対して実施している特定健診の受診率は、毎年向上しているものの「第2期特定健康診査等実施計画」の目標値(60%)とは大きく乖離しています。今後は未受診者、特に受診率の低い40歳～64歳の対象者に対し、健診受診による疾病の早期発見・治療の重要性を啓発し、受診率の向上を図ることが重要です。

主な課題

- 市民の主体的な健康づくりを支援するため、健康に関する正しい情報提供が必要です。
- 世代ごとに異なる健康課題やライフサイクルに応じた、よりよい運動習慣・生活習慣を定着させる取組が必要です。
- 若い世代のがん検診受診率の向上を図る取組が必要です。
- 特定健診受診率・特定保健指導^{*3}実施率の向上と糖尿病の重症化予防対策の推進が必要です。

用語説明

^{*1} 特定健診

生活習慣病の予防のために、40歳から74歳までの人を対象としたメタボリックシンドロームに着目した健診。

主な取組方針

方針① 正しい生活習慣の定着を図る取組の充実

- 子供から高齢者まで、規則正しい生活習慣やこころとからだの健康に関する正しい知識を身につけられるよう情報を提供します。
- 「健康増進計画」に掲げた課題を解決するため、「紀の川市民健康づくり11か条」※⁴に基づき、食生活の改善や運動習慣者の増加、こころの健康づくりにつながる取組を推進します。また、市民や地域が健康づくりに取り組みやすくなるよう新たな環境・仕組みづくりを進めます。

方針② 疾病予防、重症化予防対策の充実

- 麻しん・風しん・結核などの特定感染症予防のための接種率の向上を目指します。また、感染症や食中毒、熱中症などの正しい知識の普及に取り組みます。
- 国の指針に沿った効果的な各種がん検診を実施し、多くの市民に検診を受けてもらえるよう取り組みます。
- 若い世代のがん検診受診率を向上させるため、積極的な啓発を行い、特に乳がん・子宮がん検診の受診しやすい環境を整備します。
- 医師との連携を密にし、がん検診の精度管理※⁵の充実を目指した体制づくりに取り組みます。

方針③ 特定健診・特定保健指導の充実

- 特定健診の受診率を向上させるため、その重要性を啓発し、疾病の早期発見・重症化予防に取り組みます。
- 特定保健指導を実施し、対象者の生活習慣を改善し、健康的な生活を維持できるよう支援します。
- 医師との連携を密にし、糖尿病の重症化予防対策を充実させます。

協働 とともに進めるために



個人
(1人でできること)

- 健康に関する正しい知識や情報を得て、積極的に住民検診を受診します。
- 自主的に健康づくりに取り組みます。



地域
(みんなのできること)

- 健康づくりを一緒にできる仲間づくりを進めます。



企業・NPO団体
(事業者等のできること)

- 健康づくりに関するイベントの開催や情報提供を行います。
- 職場における健康づくりを推進します。

関連する個別計画	計画名	計画期間
	健康増進計画	2018年度～2022年度
	特定健康診査等実施計画	2018年度～2023年度
	国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)	2018年度～2023年度

用語説明

※2 「健康日本21」

国が2003(平成15)年に定め、2012(平成24)年に改正した国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針で、基本的な方向や健康の増進の目標に関する事項を定めたもの。

※3 特定保健指導

特定健診の結果から生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる人に対して、保健師、管理栄養士などが生活習慣を見直すために行う助言・指導。

※4 「紀の川市民健康づくり11か条」

市の健康増進計画において、市民一人一人が日常生活において、健康づくりを習慣化していけるよう定めた市民の行動目標。

※5 がん検診の精度管理

臨床検査の測定値が正しい結果になるよう患者から検体を採取した時から検体の取扱いにさまざまな管理条件を設定し、管理すること(和歌山県におけるがん検診精度管理については、全ての市町村が精度管理を実施し、科学的根拠に基づく検診を実施することを目標に掲げている)。

1-2-2 地域医療体制・医療サービスの充実……

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
かかりつけ医を持っている人の割合	市民意識調査で「かかりつけ医がいる」と回答した市民の割合で、地域で安心して医療サービスが受けられているかを測る指標	64.7%	75.0%
地域医療に満足していると感じている市民の割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合で、地域医療体制の満足度を測る指標	50.3%	現状値以上
救急医療をいつでも受けられると感じている市民の割合	市民意識調査で「感じる」「どちらかといえば、感じる」と回答した市民の割合で、救急医療体制の満足度を測る指標	60.1%	現状値以上
鞆淵診療所の年間延べ受診者数	へき地の医療体制が充実しているかを測る指標	2,731人 (2016年)	現状値以上

安全・安心

安心して健やかに暮らせるまちとともに支え合おう

現状と課題

- 高齢化の進行による医療・介護の需要増大という社会状況に対応するため、県の地域医療構想に基づき、医療機関の機能分化と連携、病床機能の再編を図り、切れ目のない医療体制の提供と、かかりつけ医を中心とした在宅医療の推進が求められています。
- 本市と岩出市の2市で構成する那賀圏域においては、地域医療の拠点病院として岩出市と共同で運営する公立那賀病院のほか、本市に3病院、岩出市に3病院の計7病院あり、多くは急性期や慢性期の医療を担っています。
- 一次救急^{※1}として那賀休日急患診療所を開設し、休日の二次救急^{※2}は那賀圏域内5病院による輪番制を実施しています。また、2016(平成28)年4月に公立那賀病院に救急科を開設し、救急医療体制の充実に取り組んでいます。
- 2016(平成28)年8月から中学校卒業までの医療費の無料化を実施し、子育て世代の経済的負担を軽減するとともに、必要なときに必要な医療を受けることができるよう受診機会確保の取組を推進しています。
- へき地医療の拠点となる鞆淵診療所は、周辺地域の人口減少により年々受診者数が減少しています。また、高齢化により診療所への通院も困難な事例が発生しています。

主な課題

- 入院医療機関と在宅医療との連携を図り、患者の状況に合った質の高い医療体制の構築が必要です。
- 安心して医療が受けられる環境の整備として、関係機関と協力して適切な情報を提供することが必要です。
- 那賀休日急患診療所の整備をはじめ、救急医療体制のさらなる充実が必要です。
- 鞆淵診療所の安定運営のため収支改善につながる取組が必要です。

用語説明

- ※1 一次救急
軽症患者(帰宅可能患者)に対する救急医療のこと。
- ※2 二次救急
中等症患者(一般病棟入院患者)に対する救急医療のこと。

主な取組方針

方針① 地域医療体制の充実

- 地域医療の拠点である公立那賀病院の機能強化を進めます。
- 安定的な受診機会の確保と質の高い医療を提供できるよう、県や公立那賀病院をはじめ、医師会や歯科医師会、薬剤師会などと連携し、より効果的な地域医療体制の充実を図ります。
- 在宅医療サポートセンター^{※3}と連携し、かかりつけ医を中心とした在宅医療の推進に取り組みます。

方針② 救急医療体制の充実

- 夜間・休日の救急医療体制の充実を図るため、那賀休日急患診療所の移転整備を行います。
- 公立那賀病院を中心として、地域の医療機関と連携し、救急医療体制の確保・充実を図ります。
- 広報紙やホームページなどを活用し、救急医療に対する正しい知識を周知します。
- 県が運営するわかやま医療情報ネット^{※4}などを活用し、症状や緊急度に応じた救急医療機関の案内を行い、市民がスムーズに受診できるよう努めます。

方針③ 福祉医療費助成の実施

- 誰もが安心して医療を受けられるよう、医療費の助成を実施します。
- 中学校卒業まで医療費の無料化を継続し、受診機会が確保できるよう支援します。

方針④ 鞆淵診療所の安定的運営

- へき地医療体制を充実させるため、鞆淵診療所の経営状態の改善に取り組みます。

協働 ともに進めるために



個人
(1人でできること)

- 近所の医療機関のかかりつけ医を持ちます。
- 限りある医療資源を適切に利用します。



地域
(みんなのできること)

- 限りある医療資源を適切に利用します。



企業・NPO団体
(事業者等のできること)

- 医療資源の有効活用の啓発並びに支援を行います。
- 医療の質を高め適切な医療提供ができる支援を行います。



公立那賀病院



鞆淵診療所

用語説明

※3 在宅医療サポートセンター

那賀医師会の在宅医療部会などの協力のもと、医療・介護・福祉の連携により住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、在宅医療を含む地域医療に求められる最適なケアを提供するための支援を行う機関のこと。公立那賀病院に一般社団法人那賀医師会 在宅医療サポートセンターの窓口が設置されている。

※4 わかやま医療情報ネット

和歌山県内の病院・診療所・歯科診療所に関する情報をインターネットで提供するシステム。

1-2-3 医療保険制度の安定運営

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
国民健康保険被保険者 1人当たりの医療費	健康づくりへの支援の成果を測る指標	363,818円 (2016年)	415,000円
国民健康保険税収納率(現年分)	自主財源の収納状況を測る指標	95.2% (2016年)	96.0%
後期高齢者医療被保険者 1人当たりの医療費	健康づくりへの支援の成果を測る指標	974,787円 (2016年)	1,005,000円
後期高齢者医療保険料収納率(現年分)	自主財源の収納状況を測る指標	99.6% (2016年)	99.8%

安全・安心

安心して健やかに暮らせるまちとともに支え合おう

現状と課題

- 誰もが健康で安心して暮らせるよう、国民健康保険を運営しています。2018(平成30)年度から県と市町村が運営の責任主体となる国民健康保険制度の広域化が始まります。
- 高齢者の皆さまが安心して医療が受けられるよう、後期高齢者医療制度が実施されており、制度の一層の周知が必要です。
- 本市の国民健康保険における被保険者数は、年々減少傾向にあります。また、被保険者全体の約4割を65歳以上の高齢者が占めている状況です。こうした

状況の中、被保険者1人当たりの医療費についてもこの10年間で1.25倍の増加となっています。

- 国民健康保険制度の安定運営のため、「国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)」を策定し、詳細な医療費分析を行い、本市の疾病状況の把握を行いました。
- 国民健康保険税については、保険税納付に関する周知・啓発をはじめ、きめ細かい未納者や滞納者への対策を実施し、県内他市と比較して高い収納率を維持しています。

主な課題

- 年々増加する医療費の抑制、適正化を進める必要があります。
- 保険税(料)収納率のさらなる向上を図る必要があります。

主な取組方針

方針① 国民健康保険制度の安定的運営

- 2018（平成30）年度から始まる国民健康保険制度の広域化により、制度の継続と安定的な運営を目指します。
- 特定健診の受診率向上を図るとともに、特定保健指導の利用勧奨や生活習慣病の重症化を防ぐための早期受療勧奨を進め、医療費の抑制に努めます。
- ジェネリック医薬品^{※1}の使用を促進します。
- 国民健康保険税の徴収強化に努めます。

方針② 後期高齢者医療制度の安定的運営

- 後期高齢者医療広域連合に加入する市町村とともに、引き続き、制度の安定運営に尽力し、高齢者の医療サービス向上に努めます。

協働 ともに進めるために



個人
（1人でできること）

- 検診を受け健康管理に気をつけます。
- ジェネリック医薬品を使用します。



地域
（みんなのできること）

- 地域で健康づくりに関連する活動を行います。



企業・NPO団体
（事業者等のできること）

- 従業員の健康管理に努めます。
- 医療の質を高め適切な医療提供ができる支援を行います。

関連する個別計画	計画名	計画期間
	特定健康診査等実施計画	2018年度～2023年度
	国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）	2018年度～2023年度



ジェネリック医薬品希望シール

用語説明

※1 ジェネリック医薬品

新薬（先発医薬品）と同じ有効成分で、国の基準・法律に基づいて製造・販売される低価格の医薬品。

1-3-1 地域福祉の仕組みづくりと推進……………

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
民生委員児童委員1人当たりの平均年間活動日数	地域福祉の活動状況を測る指標	131日 (2016年)	140日
福祉ボランティアの登録人数	社会福祉協議会へのボランティア登録人数で、地域福祉に関する市民の関心度を測る指標	854人 (2016年)	860人
ボランティア活動に参加している市民の割合	市民意識調査で「ここ1年でボランティア活動に参加している」と回答した市民の割合で、地域福祉に関する市民の関心度を測る指標	19.9%	30.0%

安全・安心

安心して健やかに暮らせるまちとともに支え合おう

現状と課題

- 全国的に少子高齢化、核家族化などにより、人とのつながりが希薄化しており、隣近所や地域内の支え合いの機能が弱まっています。また、従来の公的なサービスだけでは対応できないさまざまな生活課題も発生しており、地域での福祉ニーズが増えるだけでなく、多様化しています。
- 2017(平成29)年度実施の市民意識調査によると、「ここ1年でボランティア活動に参加した人」が約2割にとどまっており、引き続き、ボランティア活動をはじめとした地域福祉活動への参加を促していく必要があります。
- 地域福祉活動への参加者の固定化や高齢化が進んでいます。身近な地域福祉活動への参加を促進するため、関係機関・団体と連携し、暮らし方や働き方に応じた若い世代でも参加しやすい活動内容の検討が必要です。
- 地域での課題解決や専門的な支援を担う福祉人材の育成が必要です。また、地域福祉活動を活性化させるため、中心的な役割を担うリーダーの育成も求められます。

主な課題

- 地域で暮らす人々がともに支え合える地域づくりを進める必要があります。
- 世代を問わず、誰もが気軽に参加できる地域福祉活動の仕組みづくりが必要です。
- 民生委員児童委員、ボランティアなどの地域福祉を支える担い手や中心的役割を担うリーダーの育成が必要です。
- 多様化・複雑化する生活課題や福祉ニーズに対応できる相談体制の充実が必要です。

主な取組方針

方針① 地域におけるつながり、交流の推進

- 地域で暮らす人々が互いに支え合う地域福祉の必要性について意識できるよう啓発を進め、地域におけるきっかけとなるような機会の提供や、つながりづくりへの支援に取り組みます。

方針② 地域福祉を担い、支える人材の育成

- 地域で活動している民生委員児童委員やボランティアなどの人材育成の取組を支援します。また、地域住民や社会福祉協議会などと連携し、講座や研修を通して、リーダーの発掘・育成を進めます。

方針③ 相談支援体制の整備と充実

- 福祉事務所やその他の関係機関と密接に連携し、地域住民の相談・支援を行います。また、今後も増加する複雑化した相談についても、対応できる総合的な相談体制を構築します。

協働 ともに進めるために



個人
(1人でできること)

- 日頃からの声かけを心掛けます。
- 地域福祉活動に参加します。



地域
(みんなでできること)

- 地域福祉活動の企画や開催に協力します。



企業・NPO団体
(事業者等のできること)

- 市民や地域と連携し、地域福祉の推進に協力します。

関連する
個別計画

計画名
地域福祉計画

計画期間

2018年度～2022年度



災害ボランティア



日赤奉仕団による炊き出し訓練

1-3-2 高齢者へのサービス充実と健康づくりの推進・・・

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
紀の川てくてく体操 ^{※1} の活動拠点数	高齢者の健康・生きがいづくりの取組状況を測る指標	40拠点 (2016年)	75拠点
地域自主運動サークルの活動拠点数	高齢者の健康・生きがいづくりの取組状況を測る指標	22拠点 (2016年)	30拠点
認知症サポーター数	認知症サポーター養成講座の受講終了者数で、認知症対策に関する市民の関心度を測る指標	1,328人 (2016年)	2,330人
介護認定を受けている人の割合	65歳以上の人のうち、介護認定を受けている人の割合で、介護サービスを必要としている人の状況を測る指標	23.3% (2016年)	現状値未滿

安全・安心

安心して健やかに暮らせるまちとともに支え合おう

現状と課題

- 全国的に高齢化が進行し、65歳以上人口の割合は2016（平成28）年度時点で26.7%となっています。本市においても同様の傾向であり、65歳以上人口の割合は、30.0%（2016（平成28）年9月時点）と、すでに全国平均を上回っています。
- 本市の人口推計によると、今後も高齢者人口は増加し、2025年にはピークに達することが予想されるため、介護サービスをはじめとする高齢者福祉のニーズも増加することが見込まれています。
- 「介護保険事業計画」の策定にあたり、2017（平成29）年3月に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」によると、介護・介助が必要になった主な原因は、「骨折・転倒」が19.7%と最も多く、次いで「高齢による衰弱」が18.0%となっています。また、今後拡充すべきと考える施策は、「在宅サービスの充実」が27.5%と最も多く、次いで「健康づくり対策の充実」が25.8%となっています。
- 介護予防教室の開催や地域自主運動サークルの活動支援に加え、地域リハビリテーション活動の支援として「紀の川てくてく体操」を新設し、効果的な介護予防の取組を参加者と模索しながら進めています。
- 認知症による徘徊や行方不明者が年々増加しています。認知症になっても安全・安心に暮らし続けられるよう認知症の人やその家族を支援する体制づくりや取組が必要です。

主な課題

- 高齢者の社会参加意識の向上と健康づくり対策をはじめとした自発的な介護予防活動の取組が求められています。
- 介護サービスが必要な人へ必要な分だけ適正に提供される健全な介護保険制度の運営が求められています。
- 重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるような体制づくりが必要です。
- 認知症に対する正しい理解を広めるとともに、認知症の早期発見・早期対応に向けた取組が必要です。

用語説明

- ※1 紀の川てくてく体操
高齢者が自身の身体状況に応じて、さまざまな運動や体操を行い、要介護状態になるのを防ぐ取組。
- ※2 ねんりんピック紀の国わかやま2019
「全国健康福祉祭」のことで、60歳以上の方々を中心とした健康と福祉の祭典。スポーツや文化など多彩なイベントが開催され、地域や世代を超えた交流を行う。2019（平成31）年の第32回大会は和歌山県で初めての開催となる。
- ※3 地域包括ケアシステム
重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。
- ※4 認知症サポーター
認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けを行う人。

主な取組方針

方針① 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進

- 高齢者自身がやりがいや生きがいを見つけ、地域社会に参加することが、幸せで健康な日々の維持にもつながるため、活動参加の促進や集いの場づくりなど、地域社会に参加できる環境づくりに取り組みます。
- 2019（平成31）年に開催される「ねんりんピック紀の国わかやま2019^{*2}」の開催を、高齢者のスポーツへの関心・意欲を向上させる契機とし、高齢者の体力向上や健康増進への関心が高まるような取組を推進します。

方針② 高齢者の自立支援

- 高齢者が安心して在宅生活を送れるよう、近隣の人が互いに声を掛け合い見守りを行う体制づくりに取り組みます。
- 成年後見制度の利用促進や高齢者虐待の防止など、高齢者の権利を守る取組を推進します。

方針③ 介護保険サービスの適切な運営と充実

- 介護が必要になっても在宅生活を続けていけるよう、高齢者一人一人に応じた介護サービスが提供できる適正な体制を確立します。
- 介護保険サービスを充実させるとともに、円滑にサービスを利用できるよう、介護保険制度やサービス内容に関する積極的な情報提供を行います。

方針④ 介護予防と健康づくりの推進

- 高齢者の健康に対する意識の高揚を図るとともに、高齢者の健康づくりを支援するため、介護予防や日常生活を支援する事業を実施するほか、団体やサークルなどによる市民主体の活動を支援します。

方針⑤ 地域包括ケアシステム^{*3}の構築

- 地域包括支援センターの機能充実に努めるとともに、多職種連携による適切な医療・介護の提供などを通して、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立して生活を営むことができる地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

方針⑥ 認知症対策の充実

- 認知症に対する正しい理解を深めるため、身近な地域で認知症を学ぶ機会づくりを推進するとともに、認知症サポーター^{*4}の養成強化に取り組みます。
- 認知症予防教室を開催し、認知症予防対策に取り組むとともに、認知症の早期発見、早期対応に向けた支援体制の構築に取り組みます。

協働 ともに進めるために



個人
（1人でできること）

- 自ら積極的に社会参加するとともに地域で支え合う意識を高めます。
- 介護保険制度を理解し適切に利用します。



地域
（みんなのできること）

- 地域の健康づくりなどに積極的に参加します。



企業・NPO団体
（事業者等のできること）

- 介護予防対策に関心を持ち、活動の輪を広げます。

関連する
個別計画

計画名	計画期間
介護保険事業計画	2018年度～2020年度
高齢者福祉計画	2018年度～2020年度

1-3-3 障害者の自立支援

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
成年後見制度 ^{※1} 利用者数	障害者の権利擁護の取組状況を測る指標	64人	80人
障害福祉サービス支給決定者数	どれだけ障害福祉サービスを必要としているかを測る指標	508人	610人
就労移行支援事業の利用者数	障害者の社会参加の状況を測る指標	23人	28人
グループホームの定員数	障害者の生活拠点の確保、自立できる環境の整備状況を測る指標	42人	50人

安全・安心

安心して健やかに暮らせるまちとともに支え合おう

現状と課題

- 国では、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援を拡充させ、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行う施策を実施しています。
- 2016（平成28）年度実施の「第2次障害者基本計画」策定のためのアンケート調査では、介護が必要になったときに必要とするサービスとして、本人や同居人に持病や障害のある家庭においては、施設入所を希望する回答が40%を超えています。
- 本市では、障害者の主な支援者である家族の高齢化が進み、60歳以上が半数を超えています。家族からのニーズとして、「親の亡き後」に障害者が安心して生活を続けるための住居となる入所施設の拡充が望まれています。
- 療育手帳を持つ若年層は、グループホームへの入居希望があり、福祉的就労支援施設^{※2}の利用を希望するニーズも高くなっています。
- 相談支援の中心的な役割を果たす「基幹相談支援センター^{※3}」を設置し、毎月100人を超える相談に対応するなど、地域で自立した生活を送れるよう支援しています。近年では、相談件数の増加とともに、相談内容が多様化、複雑化しており、対応できる人材の確保やさらなる相談体制の充実が必要です。
- 障害者を支援する制度が充実されてきたこともあり、障害福祉サービスを受けるために必要となる「サービス等利用計画」の策定件数が増加傾向にあり、計画策定の業務を担う事業所の人材確保が必要となっています。

主な課題

- 市民の障害に対する理解が十分でないため、障害に対する理解・啓発をより一層進めることが必要です。
- 相談業務や「サービス等利用計画」の策定に携わる専門人材の確保、育成が必要です。
- 家族をはじめとする支援者が高齢化する中で、障害者が地域で生活していくためのグループホーム、入所施設などが不足しています。
- 一般企業などにおける障害者雇用に対する意識啓発と雇用の定着、工賃・給料水準の向上が必要です。

用語説明

- ※1 成年後見制度
認知症、知的障害、精神障害などの理由で、不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービスに関する契約締結、遺産分割協議などに関する判断能力の不十分な方を保護し、支援する制度。
- ※2 福祉的就労支援施設
一般就労へ移行することを目的とした実習や適性に合った職場探しを行う施設、雇用されることが困難な方に対する自活に必要な訓練を行う施設など、障害者の経済的自立を促進するための施設。
- ※3 基幹相談支援センター
総合的な相談や成年後見制度利用支援事業などを実施し、個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担う施設。
- ※4 権利擁護制度
認知症の高齢者や知的障害のある方、精神障害のある方などの判断能力が低下した方でも適切な自己決定や選択ができるような支援制度の総称。成年後見制度も権利擁護制度の1つと位置付けられる。

主な取組方針

方針① 理解と支え合う体制づくり

- 障害を理由とした差別の禁止と虐待防止のための取組を充実するとともに、障害への理解を深めるため、関係機関と連携し市民への啓発に取り組みます。
- 障害者の権利を守るため、権利擁護制度^{※4}の周知と理解の促進を図り、成年後見制度の利用につなげます。
- 障害のある人やその家族の自発的な活動や啓発活動への支援を行います。

方針② 地域で自立した生活を送るための支援

- 多様化・複雑化する相談内容に対応するため、「基幹相談支援センター」での相談窓口の強化や相談支援体制を充実させます。
- 障害や発達につまづきのある乳幼児を養育する家族に対して、相談支援や適切な療育の場を提供できる体制を充実させます。
- 在宅での障害福祉サービスの充実を図るとともに、医療的なケアや常時介護が必要な重度の障害のある人などが、安心して日常生活が送れるサービスの確保と充実に取り組みます。
- グループホームなどの「住まいの場」の充実を図ります。

方針③ 障害者の就労支援

- 障害者雇用をより一層進めるため、職場実習と雇用から職場定着までの一貫した支援が行われるよう関係機関と緊密に連携し、総合的な就労支援体制の確立に取り組みます。
- 福祉的就労事業所の整備と事業所への支援を行うとともに、福祉的就労から一般就労への移行と定着支援を進めます。
- 「障害者優先調達推進法^{※5}」に基づき、就労者の工賃、給料向上への取組を継続します。

方針④ 安全・安心が確保される体制の整備

- 緊急時の避難体制の整備を充実し、緊急時の障害児者の個別支援内容を把握し、適切な避難支援や安否確認を行うことができる体制を構築します。
- 関係各課や関係機関との連携を図り、防災・防犯対策や公共施設・公共交通機関のバリアフリー化など障害者が安全・安心に生活できる体制づくりに努めます。

協働 ともに進めるために



個人

(1人でできること)

- 障害や障害のある人への理解を深めます。
- ノーマライゼーション^{※6}の共有を行います。



地域

(みんなでできること)

- 障害のある人を地域で支えます。
- 障害者施設利用者と地域との交流を図ります。



企業・NPO団体

(事業者等でできること)

- 障害者の法定雇用率の達成を目指します。
- 障害者施設からの優先調達を行います。

関連する個別計画	計画名	計画期間
	地域福祉計画	2018年度～2022年度
	障害者基本計画	2017年度～2026年度
	障害福祉計画	2018年度～2020年度

用語説明

※5 障害者優先調達推進法

国、地方公共団体などの物品等の調達にあたり、障害者就労施設などから優先的に調達するように定めた法律。

※6 ノーマライゼーション

障害のある人を特別視するのではなく、障害のある人もない人も、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとの考えに基づき、そのような社会実現に向けて条件を整える取組のこと。

1-3-4 生活に困窮している方への支援……………

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
生活保護率	市民千人当たりにおける生活保護受給者数の割合で、生活困窮者への支援の成果を測る指標	5.4% (2016年)	6.15%
生活困窮者相談件数	生活困窮に関する問題についての年間相談件数で、生活困窮者への支援の成果を測る指標	17件 (2016年)	40件
自立世帯件数	生活保護制度と困窮者自立支援制度を活用し、自立に至った世帯数で、生活困窮者への支援の成果を測る指標	3件 (2016年)	10件

安全・安心

安心して健やかに暮らせるまちとともに支え合おう

現状と課題

- 全国的には、景気は回復していますが、地方への波及はまだ十分ではなく、所得格差が広がっており、地域経済の雇用情勢はいまだ厳しい状況です。この傾向は、本市においても同様であり、高齢化の進行も伴って、生活保護率は年々高まっています。
- 2013(平成25)年度に成立した「生活困窮者自立支援法」に基づき、2015(平成27)年度から生活保護に至る前の段階の自立支援策を強化するため、生活困窮者に対し、自立相談の実施や住居確保給付金の支給などを中心とした新たな支援制度が創設されました。本市でもこの制度を活用し、対象者に対する支援を実施しています。
- 2016(平成28)年実施の「地域福祉計画策定にかかる市民アンケート」によると、生活困窮の問題に対して必要だと思う支援として、「職業相談・紹介」が64.3%と最も高く、次いで「就労のための訓練」が34.3%、「家計の相談」が29.2%となっています。また、こうした支援は特にひとり親家庭において必要とされている現状が明らかになりました。
- 生活困窮の要保護者への支援では、継続的に生活保護扶助事業を実施し、就労能力のある人に対しては就労支援を行い、自立助長に向けての指導を促進しています。
- 和歌山公共職業安定所(ハローワーク)と生活困窮者の就労支援に関する協定を締結し、相互に連携しながら、生活困窮者の自立を支援しています。

主な課題

- 生活困窮者の状況の深刻化を防ぐため、対象者を早期に把握できる仕組みが必要です。
- 多様化・複雑化する生活課題にも適切に対応できるよう相談・支援体制の強化が必要です。

主な取組方針

方針① 生活困窮者自立の推進

- 地域の民生委員児童委員との連携や庁内関係部署との情報連携を強化し、生活困窮者の早期把握に努めます。
- 生活保護に至っていない生活困窮者の相談に応じ、自立に向けた支援プランを作成し、適切な支援策を講じます。
- 社会福祉協議会や和歌山公共職業安定所(ハローワーク)などの関係機関とのネットワークづくりや、さらなる連携・強化に取り組みます。
- 生活保護制度の適正な運用を図ります。

協働 ともに進めるために



個人
(1人でできること)

- 近所に暮らしている支援が必要な方への配慮を行います。
- 支援が必要な方に対し、民生委員児童委員や行政などに相談するよう助言を行います。



地域
(みんなのできること)

- 地域住民による見守りや声かけなどの福祉活動を実施し、地域の福祉力向上を推進します。
- 支援が必要な方を早期に発見し、必要な支援先へつなぎます。

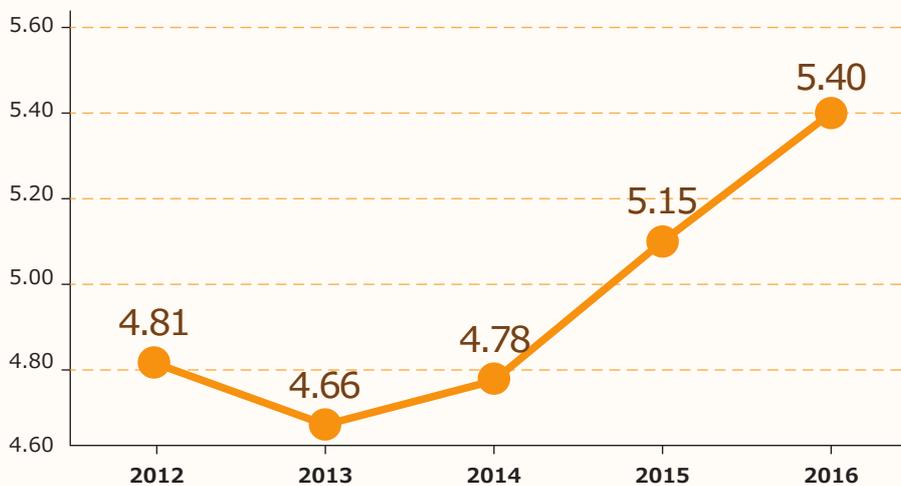


企業・NPO団体
(事業者等でできること)

- 就労希望者の受入を促進します。

関連する個別計画	計画名	計画期間
	地域福祉計画	2018年度～2022年度

生活保護率 (市民千人あたりに占める割合=%)



生活保護率の推移